明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報

（号　外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔法　律〕
○公職選挙法の一部を改正する法律（六五）　四
○地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（六六）　五
○建築基準法の一部を改正する法律（六七）　三
○都市農地の貸借の円滑化に関する法律（六八）　七

〔政　令〕
○防衛省組織令等の一部を改正する政令（一八八）　三〇
○地方自治法施行令の一部を改正する政令（一八九）
○通貨の単位及び貨幣の発行等に関する法律施行令の一部を改正する政令（一九〇）
○関税定率法等の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令（一九一）
○障害者の雇用の促進等に関する法律施行令の一部を改正する政令（一九二）　三一

〔府令・省令〕
○行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令の一部を改正する命令（内閣府・総務五）　三二

〔省　令〕
○児童福祉法施行規則等の一部を改正する省令（厚生労働七八）　三三
○家畜伝染病予防法施行規則の一部を改正する省令（農林水産三八）　三五
○特定有害廃棄物等の輸出入等の規制に関する法律に基づく届出等に関する省令の一部を改正する省令（経済産業三七）　三六
○自動車点検基準等の一部を改正する省令（国土交通五一）　三九
○指定職俸給表の適用を受ける書記官その他の官職及びこれらに準ずる自衛官の官職を定める省令の一部を改正する省令（防衛五）　四三

〔告　示〕
○労働安全衛生法第五十七条の四第三項の規定に基づき新規化学物質の名称を公表する件（厚生労働二五〇）　四三
○自動車の点検及び整備に関する手引の一部を改正する件（国土交通七八一）　四六

〔官庁報告〕
官庁事項
平成二十九年度第四・四半期予算使用の状況（内閣）　三八
平成二十九年度第四・四半期国庫の状況（同）　四八

〔公　告〕
諸事項
裁判所
破産、免責関係　九二

本号で公布された法令のあらまし

◇公職選挙法の一部を改正する法律（法律第六五号）（総務省）

1　参議院選挙区選出議員の選挙における政見放送についての候補者が自ら政見を録音し又は録画する方式の導入（第一五〇条関係）

(一)　参議院選挙区選出議員の選挙における政見放送について、日本放送協会及び民間基幹放送事業者は、その録音し若しくは録画した政見又は候補者のうち次に掲げる者が録音し若しくは録画した政見をそのまま放送しなければならないものとした。

(1)　推薦団体である政党その他の政治団体で次のイ又はロに該当するものの推薦候補者

イ　当該政党その他の政治団体に所属する衆議院議員又は参議院議員を五人以上有すること。

ロ　直近において行われた衆議院議員の総選挙における小選挙区選出議員の選挙若しくは比例代表選出議員の選挙又は参議院議員の通常選挙における比例代表選出議員の選挙若しくは選挙区選出議員の選挙における当該政党その他の政治団体の得票総数が当該選挙における有効投票の総数の一〇〇分の二以上であること。

(2)　確認団体である政党その他の政治団体で(1)のイ又はロに該当するものの所属候補者

(二)　候補者のうち(一)の(1)又は(2)に掲げる者は、政令で定める額の範囲内で、(一)の政見の放送のための録音又は録画を無料でさせることができるものとした。

2　この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行することとした。